

平成 26 年 5 月 19 日

一般社団法人 全国農業経営コンサルタント協会
公益社団法人 日本農業法人協会

「農業の会計に関する指針」の公表について

このたび、(一社) 全国農業経営コンサルタント協会及び(公社) 日本農業法人協会は、「農業の会計に関する指針」を制定(平成 26 年 5 月 19 日付け)いたしましたので、本日公表いたします。

○「農業の会計に関する指針」制定の目的

農業の会計に関しては、(公社) 日本農業法人協会が平成 16 年 3 月に農業法人標準勘定科目を制定し、農業法人における会計規範として定着してきています。

しかしながら、農業法人標準勘定科目は、農業法人における勘定科目の例示とその簡単な解説にとどまっております、たとえば農産物や交付金の収益の計上基準など農業特有の会計処理についての指針がありませんでした。

このため、(一社) 全国農業経営コンサルタント協会及び(公社) 日本農業法人協会が、「農業の会計に関する指針」を策定し、農業法人のみならず企業的経営を目指す個人農業者も含めた「農企業」を対象として会計処理の拠りどころを示すことといたしました。

なお、中小企業の会計に関しては、日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、日本商工会議所、企業会計基準委員会が連名で策定した「中小企業の会計に関する指針」が示されています。これに対して「農業の会計に関する指針」では、農業及び中小企業に共通する会計処理については「中小企業の会計に関する指針」を準用することとし、とくに農企業において必要と考えられる会計処理について重点的に言及しています。

【農業の会計に関する指針 (一部抜粋)】

<p>《有形固定資産》 【生物の取得価額及び育成仮勘定】 (会計指針の P. 4~5)</p>	<p>自己が成育・成熟させた(以下「自己育成」という。)生物の取得価額は、<u>購入代価等又は種付費・出産費・種苗費に成育・成熟のために要した飼料費・肥料費等の材料費、労務費、経費の額を加えた金額とする。</u> … (中略) …</p> <p>有形固定資産を自己建設した場合に建設仮勘定を用いるが、建設仮勘定では支出時に直接、集計勘定に経理するのに対して、<u>育成仮勘定では決算整理において集計勘定に振り替える処理をすることに留意する。</u></p>
---	--

《損益計算書上の表示》
(会計指針の P. 11～12)

1. 生物売却収入

畜産農業においては固定資産である生物についても、畜産物として販売目的に切り替えられて、棚卸資産である家畜と同様、営業目的で売却されるものであるから、営業収益(売上高)の区分に「生物売却収入」等として表示する。

2. 作業受託収入

農作業の受託も営業目的で行うものであるから、営業収益(売上高)の区分に「作業受託収入」として表示する。

3. 価格補填収入

売上高は、商品の販売などによって実現したものに限るが、農畜産物の販売数量に基づき交付される補填金・交付金は、販売代金そのものではないものの、農畜産物の販売によって実現するものであるため、営業収益(売上高)の区分に「価格補填収入」として計上する。

4. 作付助成収入

国の所得補償政策等によって、農産物の作付けを条件として、作付面積に基づいて交付される助成金・交付金は、毎期、経常的に交付されることが予定されているものであるため、営業外収益の区分に「作付助成収入」として計上する。

5. 一般助成収入

農業の場合、中山間地域等直接支払交付金など、作付面積以外の基準に基づいて交付される交付金で経常的に交付されるものについても、重要性が高いため、営業外収益の区分に「一般助成収入」として計上する。

6. 飼料補填収入

配合飼料安定基金から補填される補填金は、配合飼料価格の高騰にともない交付されるものであるため、製造原価報告書において材料費から控除することを原則とする。

※「農業の会計に関する指針」については、(一社)全国農業経営コンサルタント協会、(公社)日本農業法人協会のHP等で掲載の上、周知を図る予定です。

《参考》

中小企業の会計に関する指針(日本税理士会連合会HP)：

<http://www.nichizeiren.or.jp/taxaccount/pdf/chusyokaikei140203.pdf>

《本件に対するお問い合わせ先》

(公社)日本農業法人協会 (<http://hojin.or.jp/>)

担当：総務・政策課 犬田 (03-6268-9500)

(一社)全国農業経営コンサルタント協会 (<http://www.agri-consul.jp/>)

担当：専務理事 森 (03-6673-4771)